

議案第59号

兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和4年3月31日限り兵庫県市町交通災害共済組合を解散することに伴う財産処分について協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について関係市町と協議を行うものです。

## 兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に係る協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき、豊岡市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町及び新温泉町は、兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について次のとおり定めることについて協議する。

令和 年 月 日

朝来市長 藤 岡 勇

1 設立基金について、関係市町へ分配する額は次のとおりとする。

(1) 豊岡市	107,836,604円
(2) 南あわじ市	39,453,303円
(3) 朝来市	63,174,609円
(4) 宍粟市	56,306,024円
(5) 淡路市	34,059,839円
(6) たつの市	55,924,830円
(7) 加東市	52,895,942円
(8) 猪名川町	26,074,504円
(9) 多可町	39,073,959円
(10) 稲美町	42,172,548円
(11) 播磨町	35,035,955円
(12) 市川町	24,800,465円
(13) 福崎町	34,485,444円
(14) 神河町	30,127,003円
(15) 太子町	43,243,037円
(16) 上郡町	28,499,218円
(17) 佐用町	37,480,099円
(18) 香美町	40,681,697円
(19) 新温泉町	35,628,410円

2 令和4年3月末における歳計現金については、前項各号に定める関係市町に均等に分配する。